

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	新型コロナウイルス感染症と日本経済一家計及び企業部門への影響と政策対応一
他言語論題 Title in other language	COVID-19 and the Japanese Economy: Government Response to the Impact on Households and the Business Sector
著者 / 所属 Author(s)	小池 拓自 (KOIKE Takuji) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 経済産業調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	840
刊行日 Issue Date	2021-1-20
ページ Pages	03-26
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	新型コロナウイルス感染症の感染動向と感染防止対策を概観し、日本経済への影響を家計部門と企業部門の両面から整理する。また、政府の経済対策について、概要をまとめ、今後の課題を考察する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

新型コロナウイルス感染症と日本経済

—家計及び企業部門への影響と政策対応—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 経済産業調査室主任 小池 拓自

目 次

はじめに

- I 我が国における感染動向と社会経済活動
 - 1 感染動向と感染防止対策
 - 2 社会経済活動
- II 家計部門への影響
 - 1 家計消費の動向
 - 2 家計所得の動向
- III 企業部門への影響
 - 1 企業業績の動向
 - 2 企業財務の動向
- IV 経済対策とその課題
 - 1 家計を対象とする経済対策
 - 2 企業（事業者）を対象とする経済対策
 - 3 経済対策の意義と課題

おわりに

キーワード：コロナショック、緊急事態宣言、家計消費、家計所得、企業業績、経済対策、特別定額給付金、持続化給付金、雇用調整助成金、資金繰り支援策

要 旨

- ① 2020年、新型コロナウイルス感染症は世界中に広がった。各国は、外出や営業を厳しく規制することで、感染拡大の防止を図った。感染の拡大は一旦沈静化し、経済も回復基調となったものの、制限の緩和後に、再度、感染が広がっている国は少なくない。
- ② 我が国は、2020年4～5月に緊急事態宣言を発出し、社会経済活動を制限することで感染防止を図った。新規感染者数は一旦減少したが、制限が緩和された後、夏、秋と感染の拡大が生じている。我が国は、感染防止と経済回復の両立を図るという難題に直面している。
- ③ 2020年上半期（1～6月期）の世界経済は供給と需要の両面から急激かつ大幅に縮小した（コロナショック）。我が国経済も、世界金融危機時を上回って第2次世界大戦後最大の落ち込みとなった。2020年7～9月期から回復は始まっているが、その動きは緩慢である。
- ④ 通常は安定性のある家計消費は、外食、旅行などを中心に大幅に減少した。一方、家計所得は底堅く、特別定額給付金によって、実収入はむしろ増加している。今後の家計消費や家計所得の懸念要因としては、雇用情勢の悪化や、感染拡大の再発と長期化のリスクがある。
- ⑤ 企業の売上高は、宿泊業、娯楽業、生活関連サービス業、飲食サービス業などを中心に大幅に減少した。企業業績への影響は業種や企業規模により偏在性がある。売上高の減少は、手元流動性を悪化させ、企業の存続に関わる。これまでは政府の大規模な資金繰り支援策によって、企業倒産は抑制されているが、コロナショックの長期化は懸念材料である。
- ⑥ コロナショックに対して、失業や倒産の連鎖を防止するため各種融資、納税等の猶予、各種給付金の新設、雇用調整助成金の特例などの緊急支援策が実施されている。国民生活を守るという当面の観点からも、日本経済の基盤を維持するという中長期観点からも極めて重要である。迅速かつ適切な執行、合理的な制度設計、継続の判断などが今後の課題である。
- ⑦ 感染拡大収束後の経済回復策としては、観光業や飲食業などを支援する需要喚起策（Go To キャンペーン事業）や社会変革のための施策がある。前者については、感染拡大が再発したため、執行方法が議論となっている。後者については、デジタル社会の実現など今後の成果が注目される。中長期の社会変革の観点からは、緊急支援策と社会経済構造の変化の整合性も課題となろう。

はじめに

2019年12月に中国湖北省武漢で発生した新型コロナウイルス感染症⁽¹⁾は、その後、数か月で世界中に広がった⁽²⁾。各国は、外出や営業を厳しく規制することで、感染拡大の防止を図った⁽³⁾。このような規制によって、感染の拡大は一旦沈静化したものの、制限の緩和後に、再度、感染が広がっている国は少なくない。特に2020年10月以降、欧米諸国を中心に新規感染者数が再び大きく増加している。同年12月14日現在、世界で約7220万人の症例が報告され、死亡者は約161万人に及んでいる。我が国の感染者数は約18万人、死亡者数は2,585人となっている⁽⁴⁾。

感染拡大の防止を目的として社会経済活動が強く制限されたため、2020年上半期（1～6月期）の世界経済は供給と需要の両面から急激かつ大幅に縮小した（コロナショック）。その後、感染状況に応じて規制措置は解除され、社会経済活動が再開したため、2020年夏以降、世界経済は回復基調となっているが、感染の再拡大によって回復が停滞するリスクもある。経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）の予測によれば、世界全体及びOECD諸国の実質経済成長率は2020年が-4.2%と-5.5%、2021年が+4.2%と+3.3%である⁽⁵⁾。

2020年の経済の落ち込みは、リーマン・ショックを契機とした世界金融危機（2007～2010年）時を上回り、第2次世界大戦後、最大である。我が国においても、コロナショックの影響は大きく、民間エコノミストのコンセンサス（予想する実質経済成長率の平均）は2020年度-5.69%、2021年度+3.44%である⁽⁶⁾。他の先進国と同様に来年（度）の経済回復が鈍く、コロナショック前の2019年度の経済水準を下回る状況が続く見込みである。

本稿は、我が国の感染動向と感染防止対策の経緯を概観した上で、急速かつ甚大なコロナショックを、家計部門と企業部門の両面から整理し、我が国経済の今後について検討する⁽⁷⁾。また、政府の講じた経済対策について、概要を確認した上で、今後の課題を考察する。

* 本稿は2020年12月15日までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。

- (1) 新型コロナウイルスであるSARS-CoV-2を原因とする感染症であるCOVID-19（coronavirus disease 2019）。新型コロナウイルス感染症の特徴、初期の感染拡大の動向などについては、竹内優平「新型コロナウイルス感染症の状況—感染拡大防止に向けた経緯と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1099号、2020.6.15。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11502549_po_1099.pdf?contentNo=1> を参照。
- (2) 世界保健機関（World Health Organization: WHO）は2020年3月11日に世界的な大流行（パンデミック）との判断を公表した（この段階で既に114か国で11.8万人以上が感染し、死亡者は4,000人を超えていた。）。WHO, “Virtual press conference on COVID-19,” 11 March 2020. (Transcripts) <https://www.who.int/docs/default-source/coronavirus/transcripts/who-audio-emergencies-coronavirus-press-conference-full-and-final-11mar2020.pdf?sfvrsn=cb432bb3_2>
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する各国の緊急事態宣言や行動規制措置、それらの根拠となる法制等については、井田敦彦「COVID-19と緊急事態宣言・行動規制措置—各国の法制を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1100号、2020.6.15。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11499114_po_1100.pdf?contentNo=1> を参照。
- (4) 厚生労働省健康局結核感染症課「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和2年12月14日版）」<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15469.html> 海外の状況は「ジョンズ・ホプキンス大学新型コロナウイルス感染症のデータベース等」を出典として厚生労働省がまとめたもの。
- (5) OECD, *OECD Economic Outlook*, 2020(2): Preliminary Version, December 2020, p.13.
- (6) 日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」2020.11.11。<https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?f=eyJwb3N0X2lkIjo3MTIxMSwiZmlsZV9wb3N0X2lkIjo3MTIxNH0=&post_id=71211&file_post_id=71214> 経済予測は必ずしも中しないものの、コンセンサス予想は相対的には良好な実績を持つことが知られている（小峰隆夫・村田啓子『最新 日本経済入門 第6版』日本評論社、2020、pp.69-72.）。
- (7) 本稿は、小池拓自「コロナショックと家計—2020年上半期の家計消費及び所得の動向—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1112号、2020.9.8。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11537847_po_1112.pdf?contentNo=1>; 同「コロナショックと企業—2020年上半期の企業業績を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1114号、2020.10.6。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11547389_po_1114.pdf?contentNo=1> を基に、新たな情報を追加した。

I 我が国における感染動向と社会経済活動

1 感染動向と感染防止対策

(1) 感染の拡大

中国において新型コロナウイルス感染症が発生した後、2020年1月15日、我が国においても、武漢に滞在歴のある肺炎患者が国内最初の感染例として報告された⁽⁸⁾。1月30日には新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」）が設置された。その後、感染者数（PCR検査陽性者数）は次第に増加し、2月29日段階の累計は230人（うち死亡5人）となった⁽⁹⁾。

新型コロナウイルス感染症の流行は、2月下旬以降、米国や欧州各国にも拡大した⁽¹⁰⁾。我が国においても、中国に加えて欧米諸国からの入国者の感染が確認され、さらに、渡航歴のない人にも感染は広がった。3月31日段階の感染者数は累計1,953人（うち死亡56人）となった⁽¹¹⁾。

(2) 緊急事態宣言

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各国は外国との人的交流を制限する水際対策に加えて、国内においても外出や経済活動を厳しく制限して、感染機会の抑制を図った。例えば、最初の発生地である武漢では、2020年1月23日から2か月半にわたって市内外の往来を禁止する都市封鎖が実施された。欧米各国においても、緊急事態宣言が発出され、厳格な行動規制措置が講じられた⁽¹²⁾。

我が国でも、検疫の強化などの水際対策、全国的なイベントの中止等の要請（2月26日）、学校の臨時休業要請（2月27日）などが進められた⁽¹³⁾。4月7日には、緊急事態宣言が発出され、外出自粛や施設の使用制限等の協力要請（店舗の休業要請を含む。）等がなされた⁽¹⁴⁾。我が国の緊急事態宣言は、5月14日以降、地域別に解除され、5月25日には全面的に解除されたものの⁽¹⁵⁾、1か月以上にわたり、社会経済活動は強く抑制された。

(8) 「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（1例目）」2020.1.16. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html>

(9) チャーター便帰国者15人を含む数値（「国内の状況について（2月29日12時時点版）」同上 <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09860.html>）。なお、2020年2月3日に横浜港に到着し、3月1日まで船内隔離（臨船検疫）となったクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号（乗客乗員3,711人）の感染者数712人（厚生労働省ダイヤモンド・プリンセス号現地対策本部「ダイヤモンド・プリンセス号現地対策本部報告書」2020.5.1, p.3. <<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627363.pdf>>）は含まない（以下、同じ）。

(10) 2020年3月31日段階での感染者数は、米国160,020人（うち死亡3,008人）、イタリア101,739人（同11,591人）、スペイン85,195人（同7,340人）が、中国81,518人（同3,305人）を上回り、ドイツ、フランス、英国と続いていた（「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和2年3月31日版）」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10636.html>）。

(11) チャーター便帰国者15人と空港検疫51人を含む数値（同上）。

(12) 竹内 前掲注(1), p.4; 井田 前掲注(3)

(13) 竹内 同上, pp.5-6.

(14) 3月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」）が改正され、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象となった。緊急事態宣言は、特措法第32条第1項に基づいて発出され、2020年4月7日に7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）が対象となり、4月16日に40道府県が追加され全都道府県が対象となった。当初、2020年5月6日までとされた期間は5月31日まで延長された（5月4日発出。ただし、必要がなくなった場合には期間内に解除することが想定されていた。）。「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告」2020.6, pp.1-2. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/houkoku_r020604.pdf>

(15) 緊急事態宣言の解除は、5月14日に39県、21日に関西3府県（京都府、大阪府及び兵庫県）、25日に残る5

(3) 感染防止対策の推移

2020年5月25日に緊急事態宣言が全面的に解除された後、7月31日までを移行期間として、都道府県知事による外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請は段階的に緩和された⁽¹⁶⁾。ただし、6月下旬以降、新規感染者数が増加したため（後述）、当初の想定スケジュールでの移行は実現できなかった。例えば、8月1日を目途に解除することが想定されていたイベントの開催制限は、一部を緩和しつつ、現在も継続されている⁽¹⁷⁾。

新規感染者数が再び増加した夏の時期には、地方自治体も感染拡大を警戒する姿勢を強め、独自に緊急事態（非常事態）を宣言する動きや⁽¹⁸⁾、お盆時期の帰省の自粛を求めるなどの動きが広がった⁽¹⁹⁾。その後、秋以降の新規感染者数の増加に対しても、全国一律ではなく、地域の状況に応じた対応がなされた。感染者数の増加が著しい北海道、東京都、愛知県、大阪府などにおいては、飲食店の夜間営業、外出や他地域との往來の自粛要請等が実施された⁽²⁰⁾。

(4) 新規感染者数の推移

図1は、2020年3月以降の新規感染者数及びPCR検査実施人数の7日間移動平均、並びに重症者数の推移である。新規感染者数は、3月下旬以降に急増し、4月の緊急事態宣言の発出による外出や経済活動の自粛によって、5月下旬には、一旦は沈静化した（以下「第1波」）。

しかし、緊急事態宣言の全面解除（2020年5月25日）後の社会経済活動の再開に伴って、6月下旬以降、新規感染者数は、再び拡大に転じた。7月の感染拡大は、当初、東京都において特に顕著であった。その後、前述した地方自治体の措置、市民の行動変容などによって⁽²¹⁾、8月上旬をピークとして、新規感染者数は徐々に減少した（以下「第2波」）。

一旦落ち着いた新規感染者数は、10月以降に増加し始め、11月に入り各地で急増した。11月下旬には新規感染者数に加え、重症者数も過去最多の水準となった（以下「第3波」⁽²²⁾）。

都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）と段階的に実施された（同上、p.2.）。

(16) 内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策推進室）「イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）」（新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）資料6-1）2020.5.25. <https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r020525.pdf>; 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「移行期間における都道府県の対応について」（各都道府県知事宛事務連絡）2020.5.25. <https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf> 例えば、6月18日までは緊急事態宣言の解除が5月25日であった5都道府県相互間と当該5都道府県と他府県の間の不要不急の移動について慎重な判断を求めることとされ、催物（イベント等）の開催規模は、6月1日、6月19日、7月10日と段階的に緩和されることになった（7月10日の制限は屋内・屋外ともに5,000人以下）。

(17) 8月末、9月末、11月末、2021年2月末と既に4回延長されている。最新の議論は「今後のイベント開催制限のあり方について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）資料7）2020.11.12. <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/corona15.pdf>>; 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（各都道府県知事、各府省庁担当課宛事務連絡）2020.11.12. <https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf?20201113> を参照。

(18) 「各地 独自宣言 「店名公表」「宴会2時間まで」『読売新聞』2020.8.1. 例えば、東京都は酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店に対して2020年8月3日から8月31日（特別区内は9月15日に延長）まで、22時以降の営業自粛を求めた（「都民・事業者・利用者の皆様へのお願い」2020.9.15. 東京都防災ホームページ（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11561760/www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1009958.html>>）。

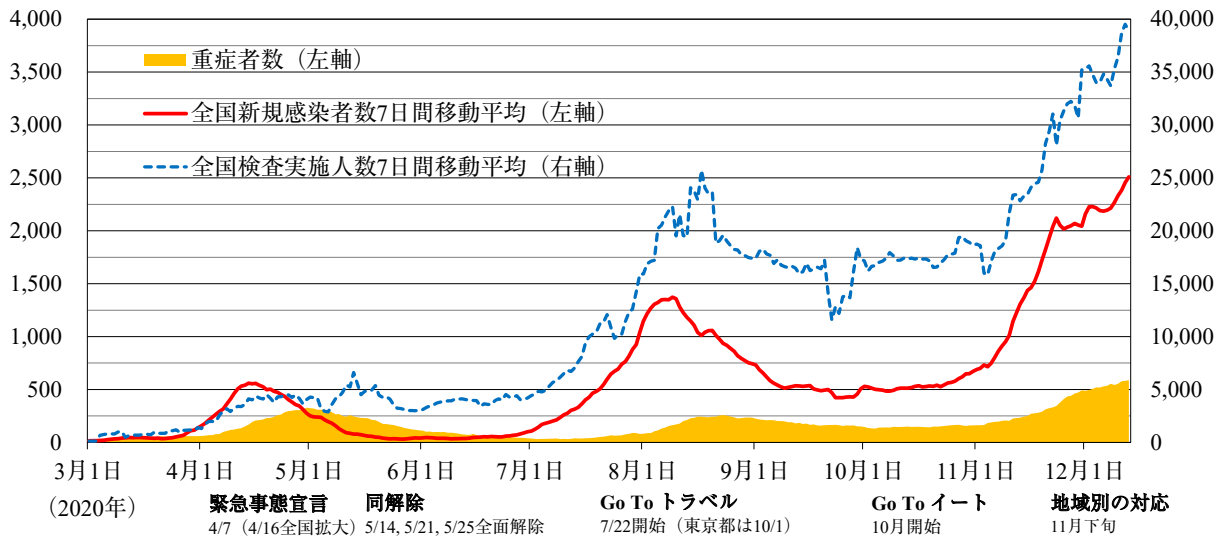
(19) 「孫の顔見たいが…帰省「自粛」か「容認」か知事割れるお盆判断」『読売新聞』2020.8.8.

(20) 内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策推進室）「提言を踏まえた政府の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）資料3-1）2020.11.27, pp.1-3. <https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r021127.pdf>; 「師走時短・自粛の波 感染拡大7都道府県が要請」『朝日新聞』2020.12.2; 「東京・大阪 時短要請を延長」『朝日新聞』2020.12.15.

(21) 厚生労働省「最近の感染状況と厚生労働省の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（第43回）資料1）2020.9.25, pp.6-7. <https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r020925.pdf>

(22) 「直近の感染状況の評価等」（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第17回）資料1）2020.11.25, p.1. <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/corona17.pdf>> 「特に、北海道や首都圏、関西圏、中部圏を中心に顕著な増加

図1 新型コロナウイルス感染症新規感染者数・PCR検査実施人数・重症者数の推移（人）



(注) 検査人数については、途中から民間検査機関での件数が加算され、また、報告のタイミングにより変動は大きくなっている。特に、過去分がまとめて多く計上された2020年9月29日については補正を行った。
 (出典) 厚生労働省「オープンデータ」<<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>> を基に筆者作成。

2 社会経済活動

(1) 社会活動

第1波に当たり、レジャー等の不要不急の外出が控えられ、また、学校の臨時休業や在宅勤務が広がり社会活動は抑制された。いわゆる「ステイ・ホーム」の結果、居住地と同一市区町村に留まる人が大幅に増えた。例えば、5月第2週の東京都の場合、居住地の市区町村に留まっている人は前年の同時期と比較して+31%、都内の居住地以外の市区町村からの移動者-66%、他府県からの移動者は-79%となった（10月第4週はそれぞれ+5%、-9%、-23%まで回復）⁽²³⁾。

表1は2020年の交通機関の利用状況である。非常事態宣言が発出された4～5月を中心に、人の移動が大きく減少し、その後、徐々に回復しているが、首都高速道路を除き、いまだに前年水準を下回っている。特に、中長距離の移動手段である新幹線や空路の利用の減少が顕著である。

表1 鉄道、航空、高速道路の利用状況の推移（前年同月実績を100とする指数）

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
東京急行電鉄	102	101	78	48	49	67	69	71	66	78
東海道新幹線	103	92	41	10	10	28	32	25	38	46
ANA 国内線	103	95	41	10	6	20	27	25	32	43
ANA 国際線	107	75	28	4	3	4	4	4	4	4
首都高速道路	101	99	90	71	68	88	89	90	94	100

(注) 鉄道は輸送人員、航空は旅客数、高速道路は通行台数を用いた。
 (出典) 「月次データ」東急株式会社ウェブサイト <https://www.tokyu.co.jp/ir/library/library_02.html>; 「月次ご利用状況」東海旅客鉄道株式会社ウェブサイト <<https://company.jr-central.co.jp/ir/passenger-volume/>>; 「月次輸送実績」ANAホールディングスウェブサイト <<https://www.ana.co.jp/group/investors/irdata/transrecord.html>>; 「首都高速道路通行台数等データ」首都高速道路株式会社ウェブサイト <<https://www.shutoko.co.jp/company/database/trafficdata/>> を基に筆者作成。

が見られ、(中略) 地域によってはすでに急速に感染拡大が見られており、このままの状況が続けば、医療提供体制と公衆衛生体制に重大な影響を生じるおそれがある」と指摘されている。

⁽²³⁾ V-RESAS「滞在人口の動向—東京都全体、すべての時間帯」(株式会社Agoop「流動人口データ」)(GPSデータを元に換算処理を施した人口換算値)を元に集計されたもの <<https://v-resas.go.jp/prefectures/13#population>> なお、第3波によって、11月第5週はそれぞれ+10%、-23%、-36%となっており、回復の停滞が見られる。

(2) 経済活動

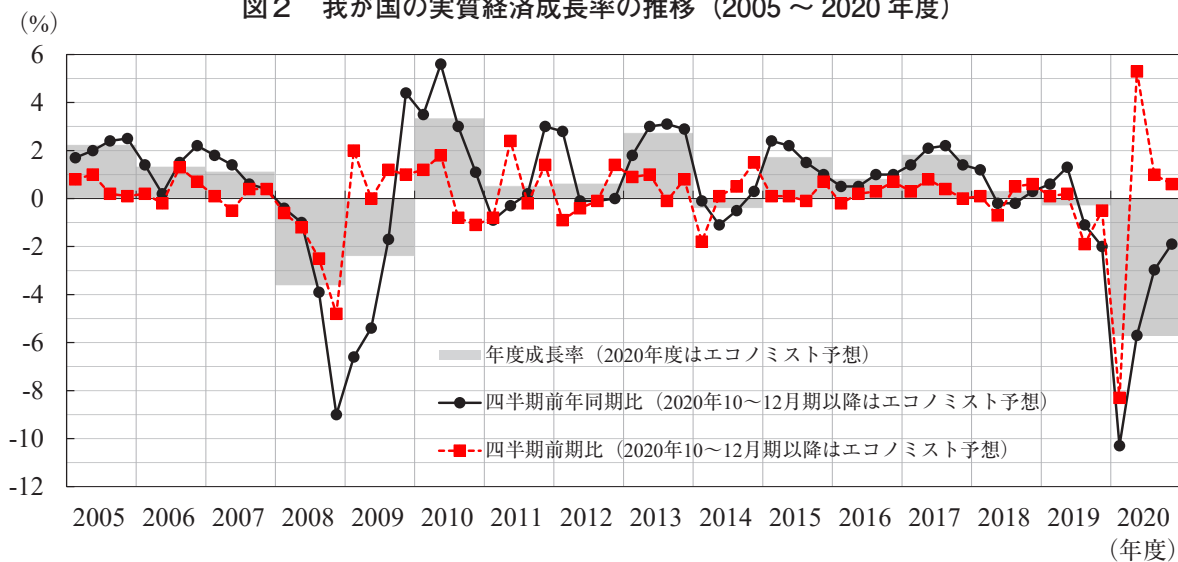
新型コロナウイルス感染症の流行は、当初、中国との輸出入や中国からの観光旅行客（インバウンド需要）の減少などの経路を通じて、我が国経済に影響した⁽²⁴⁾。中国は国際的な生産供給網（グローバル・バリュー・チェーン又はサプライチェーン）の中核であるため、中国の生産活動の遅延は、中国製部品等の輸入の遅延によって、我が国の生産活動も停滞させた。

2020年2月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の流行が米国や欧州各国にも広がり、中国のみならず、世界全体の経済悪化の影響が、我が国経済に及ぶことになった。同じ時期、学校の臨時休業措置など国内の感染防止対策も進んだため、3月の個人消費は弱い動きとなり、我が国経済は、海外からの間接的な影響に国内の直接的な影響が加わる形で悪化した。

緊急事態宣言が発出された4～5月の経済活動は、更に大きく低下し、第2四半期（4～6月期）の実質経済成長率は、-8.3% / -10.3%（季節調整済前期比 / 前年同期比）と大きなマイナスとなった。6月以降は、社会活動の再開に合わせて、我が国経済は徐々に回復する動きとなり、第3四半期（7～9月期）は、5.3% / -5.7%（季節調整済前期比 / 前年同期比）となった⁽²⁵⁾。

図2は、我が国の実質経済成長率の推移である。消費税率の引上げの影響があった2019年第4四半期（10～12月期）にマイナス成長（前年同期比及び季節調整済前期比）となった後、コロナショックによって、2020年第1四半期（1～3月期）、同第2四半期（4～6月期）と3期連続でマイナスとなった。この落ち込みは急激であり、また、世界金融危機時を上回って戦後最大である。同第3四半期（7～9月期）から回復過程に入っているが、2020年度全体では5%を超える大きなマイナスとなる見込みである⁽²⁶⁾。実質GDPの水準がコロナショック以前に戻るには相応の時間を要することになる。

図2 我が国の実質経済成長率の推移（2005～2020年度）



(注) 2020年度及び2020年10～12月期以降の実質経済成長率は民間エコノミスト予想の平均。

(出典) 内閣府経済社会総合研究所「統計表一覧（2020年7-9月期2次速報値）」2020.12.8. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2020/qc203_2/gdemenuja.html>; 日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」2020.11.11. <https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?f=eyJwb3N0X2lkIjo3MTIxMSwiZmlsZV9wb3N0X2lkIjo3MTIxNH0=&post_id=71211&file_post_id=71214> を基に筆者作成。

⁽²⁴⁾ 内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」2020.2.20, p.11. <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2020/02kaigi.pdf>>

⁽²⁵⁾ 内閣府経済社会総合研究所「2020年7～9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」2020.12.8. <https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/gaiyou/pdf/main_1.pdf>

⁽²⁶⁾ 日本経済研究センター 前掲注(6)

(3) 感染防止と社会経済活動の両立

第2波に当たり、新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」）⁽²⁷⁾は、新規感染者数に加えて、その週単位での増減、感染経路不明割合、PCR検査陽性率、医療提供体制等の負荷の各種指標を目安とし、総合的に感染状況を判断し、社会経済への影響に配慮しつつ、地域ごとに感染対策を積極的かつ機動的に講じることを提言した⁽²⁸⁾。感染状況はステージⅠ～Ⅳの4段階で評価され、ステージⅢやステージⅣにおいては、医療提供体制を維持するため、社会経済活動に一定の制約を求めるような強い対策を行う必要があるとされた。

対策本部は、「これまでに得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」や、リスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を適切に講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能になる」とした⁽²⁹⁾。これに前後し、緊急事態宣言解除後の移行期間は延長しつつ（I-1(3)）、社会経済活動の抑制によって売上げが大幅に減少した観光業、飲食業、娯楽業などの需要を喚起するGo Toキャンペーン事業の第一弾として、旅行者に国内旅行代金を補助し観光業を支援するGo Toトラベル事業⁽³⁰⁾が7月22日に開始された（感染者数の多い東京都を目的地とする旅行と東京都の居住者の旅行は10月1日開始）。さらに、10月には飲食店で使えるプレミアム付食事券の販売等を補助し飲食業等を支援するGo To Eatキャンペーン事業（以下「Go To イート事業」）⁽³¹⁾が開始された（このほかの事業を含めて、詳細はIV-2(2)参照）。すなわち、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指した取組が始まった。

第3波においては、感染拡大の原因となるクラスターの多様化、地方への広がり、入院者数や重症者数の増加が続いた⁽³²⁾。分科会は、一部の地域ではステージⅢ相当の強い対策が必要であると、営業時間の短縮、地域の移動に係る自粛要請、Go Toキャンペーン事業の運用見直しの検討などを提言した⁽³³⁾。政府は、Go Toトラベル事業の一部地域の停止（年末年始は全国停止）などを含め、感染拡大防止のための強い措置を都道府県知事と連携して講じることを表明した⁽³⁴⁾。

27) 新型コロナウイルス感染症対策を検討するため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（2011年に設置された全閣僚で構成し、首相が主宰する新型インフルエンザ等の感染症対策会議）の下に2020年7月6日に設置された有識者会議が開催する分科会の1つである。

28) 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「今後想定される感染状況と対策について」2020.8.7, pp.3-8. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/kongo_soutei_taisaku.pdf> 複数の指標を用いる理由として、第1波と比較して、第2波は、若年層を中心とした感染拡大であり、検査実施数の増加によって軽症者や無症状病原体保有者が多く報告されているため、単なる感染者数では感染状況を十分に評価できないことが挙げられている。

29) 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）p.2. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/houkoku_r020828.pdf> 尾身茂・分科会会長は、「社会経済を回しながらコントロールする、あるいはマネージすることは可能」との見解を国会で表明している（参議院予算委員会（第201回国会閉会後）会議録第2号 令和2年9月3日 p.2.）。

30) 観光庁「Go Toトラベル事業」（11月12日時点版）<<https://www.mlit.go.jp/kankochu/content/001358665.pdf>>

31) 「「Go To Eat キャンペーン事業」について」（最終更新日令和2年12月14日）農林水産省ウェブサイト <<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/hoseigoto.html>>

32) 「直近の感染状況の評価等」前掲注22)

33) 新型コロナウイルス感染症対策分科会「私たちの考え—分科会から政府への提言—」2020.11.20. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_16.pdf>; 同「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」2020.11.25. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_17.pdf>; 同「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」2020.12.11. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_18.pdf> これらに先立ち、分科会は「緊急提言 最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」2020.11.9. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_14.pdf> をまとめており、対策を強化する提言が短時間に続けて提示された。尾身茂・分科会会長は、「人々の個人の努力だけに頼るステージはもう過ぎた」との危機感を国会で表明した（第203回国会衆議院厚生労働委員会議録第7号 令和2年11月27日 p.14.）。

34) 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）」2020.11.21. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202011/21corona.html>; 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）」2020.11.27. 同 <https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202011/27corona.html>; 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第49回）」2020.12.14. 同 <https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202012/14corona.html>

Ⅱ 家計部門への影響

1 家計消費の動向

経済の落ち込みが極めて大きくなった背景には、通常は安定的である家計消費の落ち込みが大きかったことがある。感染防止のために社会活動が制限され、一部の消費項目が極端に減少するなど、過去にない動きとなった。

(1) 家計消費の用途別動向等

総務省統計局「家計調査」によれば、2020年の家計消費は、第1四半期（1～3月期）-3.8%（名目・前年同期比。以下同じ）、第2四半期（4～6月期）-10.9%、第3四半期（7～9月期）-10.0%となっている（表2）⁽³⁵⁾。

感染防止のための休校や在宅勤務の影響、いわゆる「巣ごもり消費」によって、外食以外の食料費が伸びる一方、外出自粛などによって外食、被服及び履物、交通、教養娯楽（旅行を含む）、交際費が大きく減少した。

なお、第2四半期は、全住民に1人当たり10万円を給付する特別定額給付金（後述）等の影響もあり⁽³⁶⁾、家具・家事用品（主に家電品）等の耐久財が伸びる一方、通院控え等によって保健医療サービスが大きく減少した。

全体としては、財（商品）消費がほぼ横ばいの中で、サービス消費が極端に減少し、基礎的支出と比較すれば選択的支出⁽³⁷⁾が著しく減少した。なお、総務省統計局「家計消費状況調査」によれば、消費全体が減少する中であって、インターネットを経由した消費は大きく増加している。

表2 家計消費の動向（名目・前年同期比 %）

2020年四半期別	1～3月	4～6月	7～9月
消費支出	-3.8	-10.9	-10.0
食料	1.3	-2.9	-2.2
うち外食以外の食料	3.4	8.6	4.9
うち外食	-7.7	-50.1	-30.4
住居	-2.1	-6.2	-5.9
光熱・水道	-5.6	1.3	2.1
家具・家事用品	-1.4	10.8	-2.8
被服及び履物	-13.5	-34.8	-21.8
保健医療	3.1	-2.9	-3.6
うち保健医療サービス	3.8	-17.3	-12.4
交通・通信	-4.4	-13.2	-15.1
うち交通	-22.8	-62.4	-56.9
教育	-21.1	-19.3	-14.0
教養娯楽	-8.8	-28.0	-20.5
うち宿泊	-33.4	-86.2	-45.1
うちパック旅行費	-53.0	-93.6	-81.4
その他	-4.5	-16.5	-16.4
うち交際費	-9.5	-32.6	-27.9
財（商品）消費	-0.4	0.4	-2.2
サービス消費	-8.1	-23.9	-18.3
基礎的支出	-2.3	-3.1	-4.9
選択的支出	-6.0	-21.2	-16.8
インターネット経由消費	4.6	13.3	11.7

（注1）単身世帯と二人以上世帯を合わせた総世帯

（注2）用途分類は、交際費等の家計以外のための支出を分離したもの。

（出典）総務省統計局「家計調査（家計収支編・総世帯）用途分類（総数）」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003000799>>; 同「家計調査（家計収支編・総世帯）品目分類（2020年改定）」同 <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003348231>>; 同「家計消費状況調査平成29年改定（2015年1月～）総世帯」同 <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003168293>> を基に筆者作成。

⁽³⁵⁾ 通常は実質値を用いるが、実質化が用途にかかわらず一律である点を考慮して、前年対比では名目値を用いた。なお、この期間の前年対比の減少には、2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられ、消費が減少した影響もあると考えられる。特に7～9月期は、前年が税率引上げ前の駆け込み需要があった影響も加わる。

⁽³⁶⁾ ニッセイ基礎研究所のアンケート調査によれば、特別定額給付金の使途としては、「生活費の補填」や「貯蓄」との回答が多いものの、「国内旅行」や「家電製品やAV機器の購入・買い替え」との回答が次いで多くなっている（久我尚子「特別定額給付金10万円の使い道「第1回 新型コロナウイルスによる暮らしの変化に関する調査」」『ニッセイ基礎研レポート』2020.7.9. <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/64905_ext_18_0.pdf?site=nli>）。なお、キャッシュレス推進のためのポイント還元事業が6月期限であったため、その駆け込み需要の影響も想定される。

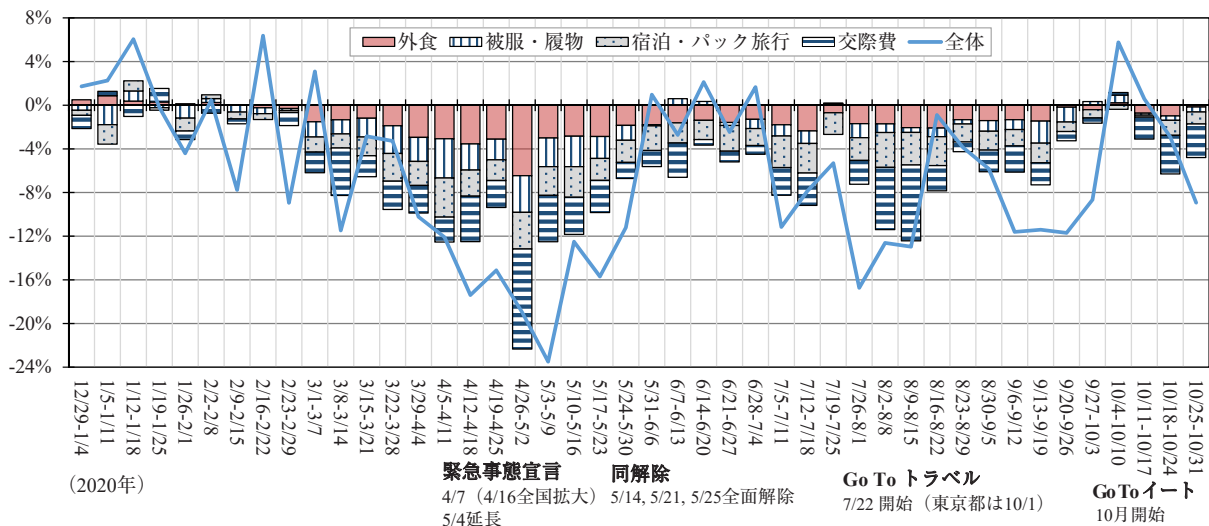
⁽³⁷⁾ 消費支出総額の変化に対して、その変化が小さい品目が基礎的支出、大きい品目が選択的支出に分類されている（「家計調査 支出弾力性の計算方法及び基礎的・選択的支出の格付方法について（平成22年（2010年）1月から）」総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/kakci/kou22/dan22.html>>）。

(2) 感染防止対策と消費動向

図3は日次データが提供されている二人以上世帯の家計消費の週次前年比の2020年の推移である。家計消費は、3月以降、減少が目立つようになり、緊急事態宣言下の4月下旬から5月のゴールデンウィーク前後の落ち込みが著しい。緊急事態宣言が解除された5月下旬以降は、回復基調となったが、7～8月の第2波時には回復が停滞している。この間、家計消費減少の大部分は、用途別で減少が顕著であったとされた外出、被服及び履物、旅行、交際費の減少で説明できる（図3の棒グラフは各項目の寄与を表す。）。

9月以降も一進一退の動きではあるが、月次で見れば、最新の10月の二人以上世帯の家計消費は、+1.4%（名目・前年同月比）となっている⁽³⁸⁾。ただし、前年10月は消費税率の引下げで消費が5%程度落ち込んだことを勘案すれば、消費水準はいまだ低いと考えられる。今後、家計消費がどの程度の時間でコロナショック前の水準に戻るのか、その回復過程ではどの程度の振幅が生じるのか、いずれも感染状況や、それに対する政府の施策や人々の行動次第である。

図3 家計消費の週次推移（前年同期比）



(注1) 二人以上世帯の用途分類（交際費等の家計以外のための支出を分離）による日別支出を週単位（日曜日～土曜日）に集計して、名目値の前年値との増減率を図示した。棒グラフは各項目の寄与を表す。

(注2) 日別支出には、月極め払いの多い品目（民営家賃、光熱費、各種授業料等）は含まれていない。

(出典) 総務省統計局「家計調査（家計収支編・二人以上の世帯）用途分類による日別支出」e-Stat ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&query=用途分類による日別支出&layout=dataset&metadata=1&data=1>>を基に筆者作成。

2 家計所得の動向

家計消費が大きく減少する一方、家計所得（実収入）は堅調な動きとなっている。その背景には、特別定額給付金による底上げの効果がある。特に、全体の約4割を占める世帯主が年金受給者、財産収入生活者等である無職世帯へは、コロナショックの悪影響が及びにくい。一方、世帯主が勤労者である勤労者世帯（全体の約5割）や、経営者、自営業等である勤労者・無職以外世帯（約1割）については、今後、コロナショックの悪影響が広がる可能性が高い⁽³⁹⁾。

⁽³⁸⁾ 総務省統計局「家計調査報告—2020年（令和2年）10月分—」2020.12.8, pp.1, 4. <https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_mr.pdf>

⁽³⁹⁾ 例えば、2020年冬のボーナスは大きく減少することが見込まれている（嶋中由理子「2020年冬季ボーナス予測—リーマンショック後以来の大幅マイナスに—」『みずほインサイト』2020.11.16. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/jp201116.pdf>>;「冬ボーナス8.55%減 本社調査」『日本経済新聞』2020.12.10.)

(1) 勤労者世帯及び無職世帯の所得動向

家計調査によれば、勤労者世帯の所得は、給与等の経常収入で見れば、2020年第1四半期(1～3月期)+0.5%(名目・前年同期比。以下同じ)、第2四半期(4～6月期)+0.1%、第3四半期(7～9月期)+1.2%とほぼ横ばいの推移となっている(表3)。ただし、雇用情勢(Ⅱ-2(2))には、失業の増加や労働時間の減少など経常収入が減少する要因が多く、注意が必要である。

一方、5月から特別定額給付金の給付が始まったため、特別収入を含む実収入は、第1四半期+0.4%から、第2四半期+8.0%、第3四半期+4.8%に急増している。

無職世帯については、特別定額給付金の影響が大きく、実収入は、第1四半期+0.1%から、第2四半期+17.6%、第3四半期+11.5%と更に大きい割合で増加している⁽⁴⁰⁾。

(2) 雇用情勢

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によってサプライチェーンが分断されたことや(Ⅰ-2(2))、内外の需要の低迷によって、製造業の生産は急減した。また、感染防止のための外出自粛の影響が大きく、卸売業、小売業、不動産業、生活娯楽関連サービスなど非製造業(サービス産業)の経済活動も落ち込んでいる(表4)。

総務省統計局「労働力調査」によれば、完全失業率は2.2%(2019年11月及び12月季節調整値)から3.1%(2020年10月)まで上昇した⁽⁴¹⁾。完全失業率の悪化以上に雇用情勢は厳しい(表5)。労働市場から退出している非労働力人口が増加し、就業者が減少している。また、就業者には多数の休業者が含まれており、実際に仕事に従事する従業者は更に減少している。ただし、非労働力人口や休業者の増加の最悪期は4～5月であり、足元では改善している⁽⁴²⁾。

表3 家計の所得動向 (名目・前年同期比%)

	2020年		
	1～3月	4～6月	7～9月
勤労者世帯・実収入	0.4	8.0	4.8
うち経常収入	0.5	0.1	1.2
うち勤め先収入	0.2	-0.2	1.1
うち世帯主定期収入	-0.6	-1.7	0.7
うち世帯主賞与等	13.3	2.7	-6.8
うち配偶者の収入	4.6	4.7	9.4
無職世帯・実収入	0.1	17.6	11.5

(注1) 単身世帯と二人以上世帯を合わせた総世帯
 (注2) 世帯主賞与等とは、臨時収入・賞与を指す。
 (出典) 総務省統計局「家計調査(家計収支編・総世帯)用途分類(総数)」e-Statウェブサイト<<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003000799>>を基に筆者作成。

表4 経済活動の状況 (前年同期比%)

	2020年		
	1～3月	4～6月	7～9月
鉱工業生産指数	-4.5	-19.8	-12.8
第3次産業活動指数	-2.8	-13.0	-8.8
うち広義し好的個人向けサービス	-6.3	-28.5	-17.0

(出典) 「2020年9月の鉱工業(生産・出荷・在庫)指数の動向(確報)」2020.11.16. 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/result/pdf/press/b2015_202009kj.pdf>; 経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室「第3次産業活動指数(2020年9月分)」2020.11.12, p.4. <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sanji/result/pdf/ITA_press_202009j.pdf>を基に筆者作成。

表5 雇用情勢 (前年同期比・万人/期中平均・%)

	2020年		
	1～3月	4～6月	7～9月
労働力人口	35	-52	-33
うち就業者	36	-78	-77
うち従業者	16	-338	-105
うち休業者	19	261	27
うち完全失業者	0	26	43
非労働力人口	-41	43	23
完全失業率	2.4%	2.8%	3.0%

(出典) 総務省統計局「労働力調査(基本集計 全都道府県 全国 四半期)」e-Statウェブサイト<<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0002060017>>を基に筆者作成。

(40) 経営者、自営業等である勤労者・無職以外世帯の所得については、「必ずしも月単位などの決まった間隔で受け取れるものばかりではないため、所得の統計は年間収入のみであり、月単位、四半期単位の統計は提供されていない(「家計調査に関するQ&A(回答)F-3 なぜ、収入については、勤労者世帯及び無職世帯についてのみ調査するのですか?」総務省統計局ウェブサイト<<https://www.stat.go.jp/data/kakei/qa-1.html#F3>>)。

(41) 総務省統計局「労働力調査(基本集計)2020年(令和2年)10月分」2020.12.1. <<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/gaiyou.pdf>>

(42) 熊野英生「意外に進んだ「隠れ失業」の減少—休業者と非労働力化の改善—」『Economic Trends』2020.10.23. 第一生命経済研究所ウェブサイト<<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2020/kuma201023ET.pdf>>

前述の家計調査では勤労世帯の経常収入はほぼ横ばいの推移であったが、現下の雇用情勢は確実に家計所得の下押し要因である。すなわち、休業者の収入は必ずしも休業前の水準ではなく⁽⁴³⁾、従業者の労働時間は減少している影響に注意が必要である⁽⁴⁴⁾。労働力調査によれば、従業者数全体が減る中において、労働時間が週14時間以内の従業者数が増加し、週35時間以上の従業者数が大きく減少している(表6)。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」によれば、所定外給与(残業代)や特別に支払われた給与(賞与)の減少が大きく、労働者の現金給与額は減少している。産業別では宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の減少が顕著である(表7)。

表6 労働時間別の従業者数の動向 (前年同期比・万人)

2020年	1～3月	4～6月	7～9月
週1～14時間	51	72	53
週15～34時間	138	-42	20
週35時間以上	-169	-372	-176

(出典) 総務省統計局「労働力調査(基本集計 全都道府県 全国 四半期)」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003031531>> を基に筆者作成。

表7 現金給与の動向 (前年同期比・%)

2020年	全体			宿泊業・飲食サービス業			生活関連サービス業・娯楽業		
	1～3月	4～6月	7～9月	1～3月	4～6月	7～9月	1～3月	4～6月	7～9月
現金給与総額	0.7	-1.7	-1.3	-0.7	-8.6	-5.6	0.4	-2.7	-3.8
うち所定内給与	0.6	0.1	0.0	-0.8	-5.8	-2.6	1.2	-0.9	1.4
うち所定外給与	-2.5	-21.2	-14.3	-1.4	-46.8	-32.8	-14.1	-50.5	-38.3
うち特別給与	6.6	-2.6	-2.9	3.8	-12.3	-21.1	0.9	4.3	-34.4

(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031913616&fileKind=1>> を基に筆者作成。

(3) 特別定額給付金の影響

2020年5～9月に給付された1人当たり10万円の特別定額給付金は、家計調査では「受贈金以外の特別収入」に計上され、前述したように家計の実収入を押し上げた。世帯当たりの給付額は、勤労世帯18.7万円(月次経常収入の37%相当)、無職世帯13.2万円(同71%相当)であったと推計される(表8)⁽⁴⁵⁾。なお、10～12月期には特別定額給付金による収入の下支えは消滅する。

表8 特別定額給付金の推計額(世帯当たり・円)

2020年	4～6月	7～9月	計
勤労者世帯	134,253	52,298	186,552 (37%)
無職世帯	101,892	29,731	131,623 (71%)

(注1) 単身世帯と二人以上世帯を合わせた総世帯
 (注2) 「受贈金以外の特別収入」の前年同期比増加額を基に推計
 (注3) 計()内は2019年の経常収入月平均に対する割合
 (出典) 総務省統計局「家計調査(家計収支編・総世帯)用途分類(総数)」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003000799>> 等を基に筆者作成。

⁽⁴³⁾ 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)第26条は、使用者の責に帰すべき事由による休業について、平均賃金の60%以上の休業手当を支払うことを使用者の義務としている。新型コロナウイルス感染症に関連する休業は、個別事案に応じて本規定に依拠する場合としない場合があり、厚生労働省は、休業期間中の賃金の取扱いについて、労使による十分な話し合いを求めている(「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け) —4 労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇など)」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-1>)。なお、休業手当は計算方法の規定のため、実質的には平均賃金の40%相当にすぎないとの指摘がある(「休業手当「6割」 現実は「4割」『東京新聞』2020.9.23.)。

⁽⁴⁴⁾ 労働力調査では、定義上、調査期間(原則、月末日を含む1週間)に1時間でも働けば従業者に区分されるため、従業者数の推移に加えて、労働時間の動向も確認する必要がある。

⁽⁴⁵⁾ 「受贈金以外の特別収入」の前年同期比増加額が特別定額給付金であると想定し、四半期統計であることを踏まえ、増加額を3倍することで推計額とした。この金額は、世帯人員(勤労世帯2.56人、無職世帯1.84人)から想定される金額の7割程度である。一方、政府の公表する給付実績(「特別定額給付金 給付済み金額の推移」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000715720.pdf>)は99.4%(9月25日)である。この差異の要因としては、「受贈金以外の特別収入」の前年同期比増加額を推計値とした誤差、家計調査のサンプルの偏り、銀行口座入金確認の遅れ等が考えられる。

Ⅲ 企業部門への影響

1 企業業績の動向

(1) 売上高の減少

製造業及び非製造業の経済活動の停滞（Ⅱ-2(2)）によって、企業の売上高は大きく減少している（表9）。財務省（財務総合政策研究所）「法人企業統計調査」によれば、2019年から始まっていた企業業績の悪化は、2020年第1四半期（1～3月期）以降、コロナショックの影響が始め、外出や営業の自粛が進んだ2020年第2四半期（4～6月期）には極めて大きなものとなった。その後、社会経済活動は徐々に再開しているが、2020年第3四半期（7～9月期）においても、売上高、営業利益ともに前年比マイナスの状況が続いている。売上高の減少に対して、総費用（人件費や家賃などの経費）の抑制には限界があるため、営業利益の減少率は極めて大きくなっている。

表9 企業業績の動向

2020年	売上高			総費用			営業利益		
	1～3月	4～6月	7～9月	1～3月	4～6月	7～9月	1～3月	4～6月	7～9月
実額（兆円）	344.6	284.7	309.3	331.1	278.8	300.5	13.5	5.8	8.7
前年同期比（兆円）	-27.9	-61.2	-40.2	-21.9	-50.5	-34.6	-6.0	-10.7	-5.6
前年同期比変化率	-7.5%	-17.7%	-11.5%	-6.2%	-15.3%	-10.3%	-30.9%	-64.8%	-39.0%

（注1）金融業、保険業を除く統計である。四半期統計は資本金1000万円以上の企業の仮決算計数をまとめたもの。

（注2）総費用は売上原価と販売費及び一般管理費の合計。

（出典）財務総合政策研究所「法人企業統計調査」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003060191>>を基に筆者作成。

(2) 影響の偏在性

家計消費で見たように（Ⅱ-1(1)）、コロナショックの影響には偏在性があり、製造業では自動車・同附属品製造業（自動車等）、鉄鋼業、非製造業では宿泊業、娯楽業、生活関連サービス業、飲食サービス業などの売上高の減少率が大きい。その結果、これらの業種は2020年第2四半期には揃って営業赤字となり、第3四半期も自動車等以外は営業赤字が続いている（表10）。

企業規模については、売上高の変化率にかかわらず、資本金額の小さい企業ほど営業利益の減少が大きく、2020年第2四半期においては、資本金5千万円未満の製造業、資本金2千万円未満の非製造業は営業赤字となっている（表10）。

上場企業の2020年4～9月期中間決算は、売上高15%減、最終損益38%減の減収減益であり、2020年度通期の見通しは10%の減収、34%の減益となっている⁽⁴⁶⁾。業種別で見れば輸送用機器、陸運業、空運業など6業種が赤字、大部分の業種が減益となる一方、食料品、電気機器、海運業、倉庫運輸関連、情報・通信業の5業種は増益となっている⁽⁴⁷⁾。多くの企業が減収減益（場合によっては赤字）の中、最高益となる企業もあり、影響には偏在性がある⁽⁴⁸⁾。

(46) 日本経済新聞社の集計（「上場企業、最終38%減益 4～9月最終集計」『日本経済新聞』2020.11.17.）。

(47) 東証33業種から金融4業種を除く29業種についての三井住友DSアセットマネジメントの集計（「2020年4-9月期決算～中間決算の要点整理」『市川レポート』2020.11.17. <<https://www.smam-jp.com/documents/www/market/ichikawa/irepo201117.pdf>>）。

(48) 「1割強が純利益最高 SCSKなどDX追い風 4～9月」『日本経済新聞』2020.11.11.

表 10 業種別・資本金別の企業業績動向 (2020 年)

(%)

業種別	売上高 (前年同期比)			営業利益率		
	1~3月	4~6月	7~9月	1~3月	4~6月	7~9月
製造業	-5.5	-20.0	-13.2	3.0	0.5	2.6
自動車等	-7.1	-39.3	-13.3	0.4	-7.8	0.1
鉄鋼業	-10.6	-24.3	-23.3	0.2	-4.7	-4.6
非製造業	-8.3	-16.8	-10.8	4.3	2.7	2.9
宿泊業	-25.1	-80.0	-59.0	-11.5	-102.0	-24.1
娯楽業	-6.2	-76.9	-54.8	0.7	-14.2	-1.4
生活関連	-18.6	-56.8	-53.1	-0.2	-20.2	-8.3
飲食	-2.1	-29.6	-8.0	-1.8	-17.2	-5.0

(注1) 金融業、保険業を除く統計である。四半期統計は資本金 1000 万円以上の企業の仮決算計数をまとめたもの。
 (注2) 自動車等：自動車・同附属品製造業、生活関連：生活関連サービス業（洗濯・理容・美容・浴場業ほか）、
 飲食：飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）
 (注3) 売上高営業利益率マイナスは営業赤字を示す。
 (出典) 財務総合政策研究所「法人企業統計調査」e-Stat ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003060191>> を基に筆者作成。

2 企業財務の動向

(1) 債務の増加

売上高が急減する中で、企業にとって最も問題となるのは資金繰りである。特に、宿泊業、飲食業など外出自粛の影響が大きい業種や小売業などの家賃等の固定費負担の大きい業種を中心に現預金等の手元資金が流出し、資金繰り難が深刻化する可能性が指摘された⁽⁴⁹⁾。

そのため、後述するように、政府は危機対応融資、公的信用保証付融資の拡充等の大規模な資金繰り支援策を行った (IV-2(1))。企業は、当面の資金（流動性）を確保し、債務不履行に陥ることなく存続するため、2020 年第 2 四半期（4～6 月期）を中心に借入金を増やし、現金・預金を積み増している。2020 年 1～9 月の間に借入金は 34 兆円、現金・預金は 29 兆円増加している（表 11）。

ただし、売上高が急減した鉄鋼業、宿泊業、娯楽業、生活関連サービス業、飲食サービス業は、借入金が大幅に増加したにもかかわらず、総資本に対する現金・預金の割合はあまり増えていない。特に宿泊業は、第 3 四半期もその状況が続いている（表 11）。

表 11 企業の借入金及び現金・預金の増減

2020 年	借入金			現金・預金		
	1~3月	4~6月	7~9月	1~3月	4~6月	7~9月
増減額 (兆円)	0.9	33.2	-0.1	5.2	21.3	2.2
同対総資本比率	0.2%	7.8%	0.0%	1.2%	5.0%	0.5%

(業種別借入金及び現金・預金の増減対総資本比率)

2020 年	借入金			現金・預金		
	1~3月	4~6月	7~9月	1~3月	4~6月	7~9月
鉄鋼業	-4.3%	8.7%	1.4%	1.8%	2.8%	0.7%
宿泊業	8.2%	14.1%	8.6%	0.1%	0.6%	0.0%
娯楽業	1.2%	10.7%	6.5%	-0.4%	-0.9%	6.4%
生活関連	-4.3%	11.1%	8.5%	-3.9%	-0.5%	6.5%
飲食	0.5%	34.8%	5.6%	-0.1%	9.3%	5.3%

(注1) 金融業、保険業を除く統計である。四半期統計は資本金 1000 万円以上の企業の仮決算計数をまとめたもの。
 (注2) 借入金及び現金・預金の増減額は、当期末資金需給額を用い、併せて総資本（自己資本と負債の合計）期中平均で除した比率で示している。
 (出典) 財務総合政策研究所「法人企業統計調査」e-Stat ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003060191>> を基に筆者作成。

(49) 中小企業庁編『中小企業白書・小規模企業白書 2020 年版』2020, p. I-58. <https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/PDF/chusho/03Hakusyo_part1_chap1_web.pdf>; 熊野英生「自粛長期化の悪影響—飲食・生活サービスなど業種別の特徴—」『Economic Trends』2020.4.21. 第一生命経済研究所ウェブサイト <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2020/kuma200421ET.pdf>> 等。

(2) 企業破たん

民間信用調査会社の東京商工リサーチによれば、2020年4～9月（2020年度上半期）の全国企業倒産件数（負債額1000万円以上）は、3,858件と前年同期比9.3%の減少となった（年度上半期としては30年間で最少）。コロナショックにもかかわらず企業倒産件数が減少した要因としては、5月に裁判所の一部業務が縮小したことと、政府や自治体の資金繰り支援が効果を発揮したことが挙げられている⁽⁵⁰⁾。ただし、負債額1000万円未満の倒産件数は大きく増加しており、小規模事業者の経営環境はより厳しいと見られる⁽⁵¹⁾。

なお、新型コロナウイルス感染症関連の経営破たん（負債額1000万円以上）は、飲食業、アパレル産業、宿泊関連業に多く、全体件数は2020年2月からの累計で790件（12月14日現在）となっている⁽⁵²⁾。そのうち、従業員数が20人未満の小規模企業が84%を占めており、今後、資金繰り支援策が期限を迎えることで小規模企業の経営が更に厳しくなるリスクがある。

IV 経済対策とその課題

新型コロナウイルス感染症に対して、我が国では、大規模な対応策が複数回に分けて決定され、実施されている。これらの事業規模の合計はGDPの4割、230兆円余りに及んでおり、主要国の中でも最大規模である⁽⁵³⁾。政府の対応策は、感染症対策として不可欠である水際対策の強化や医療体制の整備等とともに、経済対策としてコロナショックに対処するための様々な緊急支援策と、感染拡大収束後の経済回復策を含んでいる⁽⁵⁴⁾。以下、経済対策について、家計向けと企業（事業者）向けに分けて、概要をまとめ、主な課題を整理する。

1 家計を対象とする経済対策

家計を対象とする経済対策としては、全住民を対象とする特別定額給付金（前述）に加えて、コロナショックの影響が大きい個人や世帯を対象とする各種給付金、雇用対策、融資、納税等の猶予などが実施されている。

(1) 各種給付金

特別定額給付金以外の家計向けの給付金には、コロナショックの影響や所得などを踏まえて子育て世帯、ひとり親世帯、学生などを対象とする給付金等がある（表12）⁽⁵⁵⁾。

(50) 「2020年度上半期（4-9月）の全国企業倒産3,858件」2020.10.8. 東京商工リサーチウェブサイト <https://www.tsr-net.co.jp/news/status/half/2020_1st_02.html> 2020年10月以降も少ない件数が続いている（「2020年11月の全国企業倒産569件」同 <<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/monthly/202011.html>>）。

(51) 2020年4～6月168件（前年同期比51.3%増）、7～9月187件（同36.4%増）（「2020年1-9月「負債1,000万円未満の倒産」調査」2020.10.8. 同上 <https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20201008_05.html>）

(52) 負債額1000万円未満を含めれば827件（「新型コロナウイルス」関連破たん【12月14日16:00現在】」2020.12.14. 同上 <https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20201214_04.html>）

(53) コロナショックに対する主要国の対策の比較については、国立国会図書館調査及び立法考査局「新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1111号, 2020.9.8. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11537739_po_1111.pdf?contentNo=1> を参照。

(54) 我が国の各種対策の概要については、鎌倉治子「新型コロナウイルス感染症と経済対策—令和2年度第2次補正予算まで—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1102号, 2020.7.7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11510678_po_1102.pdf?contentNo=1> を参照。

(55) 「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」2020.9.1. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ウェブサイト <https://corona.go.jp/action/pdf/shiensakugoannai_20200901.pdf>

表 12 家計向け各種給付金等

名称	対象	金額	予算 (億円) ^(注1)
特別定額給付金	全住民	1人10万円	12兆8803 (I)
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給世帯 ^(注2)	子ども1人1万円	1654 (I)
ひとり親世帯への臨時特別給付金 (年内2回目支給)	児童扶養手当受給世帯等 ^(注3)	世帯5万円 (第2子以降1人3万円加算) 収入が大きく減少した場合は更に5万円	1365 (II) 737 (予)
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業手当の支払われない中小企業労働者	月額最大33万円 (休業前の1日当たり平均賃金の80%×休業日数)	5442 (II)
住居確保給付金	収入減少で住居を失うおそれのある者 ^(注4)	3か月 (延長は2回まで最大9か月) の家賃相当額 (上限は住宅扶助特別基準額)	27 (I) 73 (II)
学生支援緊急給付金	収入減少で学業継続が困難な者 ^(注5)	学生1人10万円 (非課税世帯20万円)	531 (予)

- (注1) 予算には事務費が含まれる。(I)は令和2年度第1次補正予算、(II)は同第2次補正予算、(予)は令和2年度予備費を示す。住居確保給付金は既存制度を拡充し、(I)及び(II)で補正予算が手当てされた。
- (注2) 中学校卒業までの児童を養育し、その所得が一定水準 (給与所得者、専業主婦、児童2名の場合収入960万円)を下回る世帯を対象とする (本則給付)。
- (注3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育し、その所得が一定水準 (2人世帯の場合収入160万円で全部支給、365万円の一部支給)を下回る世帯等 (新型コロナウイルス感染症を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった世帯等を含む。)を対象とする。
- (注4) 離職・廃業後2年以内の者及び給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者。収入要件、資産要件、求職活動等要件がある。
- (注5) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っており、その収入が大幅に減少した学生であり、就学支援新制度等の対象者 (住民税非課税世帯、住民税非課税世帯に準ずる世帯)等。
- (出典)「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」2020.9.1.内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ウェブサイト <https://corona.go.jp/action/pdf/shiensakugoannai_20200901.pdf>等を基に筆者作成。

(2) 雇用対策

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度である。コロナショックに対応するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象として、助成率、日額上限額等について特例措置が導入されている (表13)。

2020年12月までを対象期間とするこの特例措置は、既に2兆円余りが予算措置されている⁽⁵⁶⁾。政府は、2021年2月までこの特例措置を延長するとしている⁽⁵⁷⁾。

表 13 雇用調整助成金の主な拡充事項

	特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
生産指標要件	直近3か月の平均値が前年同期比で10%以上減少	直近1か月の値が前年同月比で5%以上減少
助成率	2/3 (1/2)	4/5 (2/3)
中小企業 (大企業)		解雇等を行わない場合 10/10 (3/4)
助成額	対象労働者1人1日当たり8,370円	対象労働者1人1日当たり1万5000円
対象	雇用保険被保険者	アルバイト等の雇用保険被保険者以外を含む ^(注)

- (注) 名称は緊急雇用安定助成金。
- (出典) 厚生労働省ほか「雇用調整助成金ガイドブック (簡易版) ~雇用維持に努力される事業主の方々へ~」2020.9.30, p.1. <<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>>を基に筆者作成。

⁽⁵⁶⁾ 特例措置の期間は、2020年6月末、9月末、12月末と延長され、内容も一部拡充されてきた。一般会計からは、令和元年度予備費に加え、令和2年度第1次補正8330億円、第2次補正7717億円、予備費支出4391億円が措置されている (「令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2)」(第201回国会 (常会) 提出) 財務省ウェブサイト <<https://www.bb.mof.go.jp/server/dlpdf/DL2019e1012.pdf>>; 「令和2年度厚生労働省補正予算案 (参考資料)」p.48. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000621170.pdf>>; 「令和2年度厚生労働省第二次補正予算案 (参考資料)」p.41. 同 <<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>>; 「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/sy021211.pdf>。

⁽⁵⁷⁾ 「田村大臣会見概要」2020.11.27. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_

雇用調整助成金の特例措置以外では、小学校等の臨時休業のための有給休暇取得を支援する小学校休業等対応助成金も新設されている⁽⁵⁸⁾。加えて、失業者については、求職活動の長期化等に対応して失業手当の給付日数が60日（一部30日）延長されている⁽⁵⁹⁾。

(3) その他

各種給付金、雇用対策以外の家計向けの支援としては、生活福祉資金の特例貸付、納税等の猶予などが実施されている。

低所得世帯等を対象とする生活福祉資金は、緊急かつ一時的な生計維持のための緊急小口資金と、日常生活の維持のための総合支援資金がある。コロナショックの特例として、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯を対象として、貸付上限額の一部引上げ、据置期間の長期化などが措置された。また、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとなっている（表14）。このため、7812億円が措置された⁽⁶⁰⁾。

表14 生活福祉資金の特例貸付

	緊急小口資金	総合支援資金
対象 ^(注1)	休業等により収入が減少した世帯	失業等により収入が減少した世帯
貸付上限額	学校等の休業、個人事業主等の条件を満たせば20万円（本則10万円）	月額20万円 原則3月以内 （単身世帯は15万円）
据置期間	1年以内（本則2月以内）	1年以内（本則6月以内）
償還期限 ^(注2)	2年以内（本則12月以内）	10年以内（本則同左）

(注1) 低所得世帯等に代わり新型コロナウイルス感染症の影響が条件とされている。

(注2) 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされた。

(出典)「令和2年度厚生労働省第二次補正予算案(参考資料)」p.54. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>> を基に筆者作成。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した場合、国税及び地方税の納付を無担保かつ延滞税なしで1年間猶予する措置⁽⁶¹⁾や、国民年金保険料の一部又は全部を免除や猶予する措置も導入された⁽⁶²⁾。

2 企業（事業者）を対象とする経済対策

企業（事業者）を対象とする経済対策には、事業継続を目的とする緊急支援策と感染拡大収束後の経済回復策がある。前者には、融資等の金融措置、納税等の猶予、各種給付金の新設、雇用調整助成金の特例などがある。後者には、Go To キャンペーン事業などコロナショックの影響が特に大きい産業を対象とする需要喚起策や中長期的な社会変革のための施策がある。

00299.html>

(58) 正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に賃金相当額（当初の日額上限は8,330円、後に15,000円に引上げ）を助成する制度（「令和2年度厚生労働省第二次補正予算案（参考資料）」前掲注(56), p.48.）。別に個人事業主を支援する制度も新設された（「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html>）。

(59) 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号）」同上 <<https://www.mhlw.go.jp/content/000639623.pdf>>; 厚生労働省ほか「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について」<<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655461.pdf>>

(60) 令和元年度予備費267億円、令和2年度第1次補正予算359億円、同第2次補正予算2048億円、同予備費5138億円が措置されている（「令和2年度厚生労働省第二次補正予算案（参考資料）」前掲注(56), p.54等）。

(61) 1か月の収入が前年同期と比較して20%以上減少し、納税が困難である場合が対象となる（財務省「納税を猶予する「特例制度」」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf>; 総務省「徴収猶予の「特例制度」」<https://www.soumu.go.jp/main_content/000686229.pdf>）。

(62) 「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11308.html>

(1) 事業継続を目的とする施策

(i) 各種融資

感染症の拡大防止のため経済活動が抑制され、売上高が急減する中で、政府は大規模な資金繰り支援策（財政措置総額 15 兆円、事業規模総額 109 兆円⁽⁶³⁾）を実施している。その結果、個人事業主を含む企業は借入金を増やし、手元の現金・預金を手厚くしている（Ⅲ-2(1)）。

資金繰りを支援する主な企業金融支援策は、①日本政策投資銀行（DBJ）と商工組合中央金庫（商工中金）による危機対応融資⁽⁶⁴⁾（一部は資本性劣後ローン⁽⁶⁵⁾）、②中小企業や小規模事業者（中小企業等）向けの日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（日本公庫等）による融資や、信用保証協会が保証する公的信用保証付融資の拡充、③スタートアップ企業や企業再生などを対象とする日本公庫等や商工中金による劣後ローンや、官民連携ファンドによる出資等⁽⁶⁶⁾である（表 15⁽⁶⁷⁾）⁽⁶⁸⁾。

表 15 主な企業金融支援策

各種融資（危機対応融資以外は中小企業等が対象）	実施主体 ^(注1)	特例措置（無利子化等の利子優遇は「○」表記） ^(注2)
危機対応融資	DBJ、商工中金	危機認定、資本性劣後ローンの導入 ○
セーフティネット貸付・保証	日本公庫等	貸付要件の緩和（売上高数値要件の削除）
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本公庫等	日本公庫等の既往債務の借換えも可能 ○
新型コロナウイルス対策マル経融資 ^(注3)	日本公庫等	据置期間の延長 ○
公的信用保証付融資（4号、5号、危機関連保証枠）	民間銀行 ^(注4)	全都道府県・全業種対象指定、保証料減免 ○
中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 ^(注5)	日本公庫等ほか	資本性劣後ローン、ファンドによる出資

(注 1) DBJ: 日本政策投資銀行、商工中金: 商工組合中央金庫、日本公庫等: 日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫
 (注 2) 利子優遇○の内容: 中小企業等については売上減少率により 3 年間 -0.9% 又は特別利子補給制度により実質的な無利子化、中堅企業向けの危機対応融資は 3 年間 -0.5%
 (注 3) マル経融資とは日本公庫等による商工会議所などの経営指導を受けている小規模事業者への無担保・無保証人融資
 (注 4) 公的機関である信用保証協会が債務保証を付与
 (注 5) スタートアップ、企業再生、地域の核となる事業者などが対象
 (出典) 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」2020.12.9, pp.6-11, 19, 27, 47. <<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>> 等を基に筆者作成。

63) 令和元年度内の緊急対応策では 782 億円（事業規模 1.6 兆円）（新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾の規模」首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kinkyutaiou2_kibo_corona.pdf>）、令和 2 年度第 1 次補正予算では 3 兆 7485 億円（同 35 兆円超）（経済産業省「経済産業省関係令和 2 年度補正予算（概要）」2020.4, p.3. <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_gaiyo.pdf>）、令和 2 年度第 2 次補正予算では 11.5 兆円（同 72.2 兆円）（いずれも危機対応業務の資本性劣後ローンを含む。）（経済産業省「令和 2 年度第 2 次補正予算等における金融支援策」pp.2-3, 5-6. <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei2_kinyu_shien.pdf>）。

64) 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対応するため、主務大臣（財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣）による危機認定がなされた場合に、「指定金融機関」（DBJ、商工中金）が日本政策金融公庫からの信用供与を受けて行う貸付等であり（財務省「指定金融機関を通じた危機対応業務の概要」<https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/kiki/kiki_gaiyou.pdf>）、新型コロナウイルス感染症は、2020 年 3 月 19 日に危機対応の認定事案となっている（同「危機対応の認定事案」<https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/kiki/nintei_jian.pdf>）。

65) 長期一括償還であるため金融機関が資本とみなすことができるローン。企業財務の悪化を防止して民間金融機関からの金融支援を促進することが期待されている（経済産業省「令和 2 年度第 2 次補正予算等における金融支援策」前掲注 63, p.5.）。

66) 同上, p.6.

67) 表 15 以外にも生活衛生関係事業者（ホテル・旅館、飲食等）向けの融資制度等がある（経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」2020.12.9, pp.12-16. <<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>>）。

68) 日本銀行は CP・社債等の買入れ、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」（金融機関への資金供給）等によって、各種の資金繰り支援策をバックアップする措置（「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ」日本銀行ウェブサイト <https://www.boj.or.jp/mopo/measures/mkt_ope/ope_v/index.htm>）を講じている。また、地方銀行等への資本注入のための特例等も整備されている（「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の概要」金融庁ウェブサイト <<https://www.fsa.go.jp/common/diet/201/02/gaiyou.pdf>>）。

(ii) 納税等の猶予

個人と同様に、事業者（法人及び個人）についても、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した場合、無担保かつ延滞税（延滞金）不要で税⁽⁶⁹⁾や社会保険料（厚生年金保険料、労働保険料）⁽⁷⁰⁾の納付を1年間猶予する措置が導入されている。景気が急激に落ち込んだ時期と納税時期が重なっていたこともあり、資金繰り支援として迅速かつ大きな役割を持つと考えられる⁽⁷¹⁾。また、中小企業等については、固定資産税や都市計画税の減免も実施されている⁽⁷²⁾。

(iii) 雇用調整助成金の特例

売上高の急減した企業においては、収益の確保や資金繰りの改善の観点から人件費負担が問題となる。また、雇用を維持することは、企業にとって社会的責任であるだけでなく、新型コロナウイルス感染症収束後の業績回復の基盤を維持するためにも不可欠である。前述した雇用調整助成金の特例（IV-1(2)）は、休業によって企業の存続と将来の回復を支援する意義がある。

(iv) 各種給付金

事業収入（売上高）が大きく減少した中小企業等を対象とし、2つの給付金が導入された。1つは最大200万円（個人事業主は100万円）の持続化給付金（予算額4兆2576円、予備費9150億円）であり、もう1つは最大600万円（個人事業主は300万円）の家賃支援給付金（予算額2兆242億円）である⁽⁷³⁾。また、多くの地方自治体は休業や事業継続のための支援金等を支給している⁽⁷⁴⁾。

(2) 感染拡大収束後の経済回復策

(i) Go To キャンペーン事業

前述したように（I-2(3)）、売上げが大幅に減少した観光・運輸業、飲食業、娯楽業、小売業を支援するための需要喚起策としてGo To トラベル、同イート、同イベント⁽⁷⁵⁾、同商店街⁽⁷⁶⁾の各事業（予算額1兆6794億円、予備費3361億円）⁽⁷⁷⁾が実施されている（表16）。

表16 Go To キャンペーン事業

トラベル	旅行者に国内旅行代金の1/2相当（最大1泊2万円）を補助
イート	2割相当のプレミアム付食事券の販売やオンライン飲食予約へのポイント付与を補助
イベント	各種イベントの2割相当割引チケットの販売又はポイントの付与を補助
商店街	商店街のイベントを支援

（出典）経済産業省「令和2年度補正予算の事業概要（PR資料）」2020.4, p.20. <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_pr.pdf> 等を基に筆者作成。

(69) 財務省 前掲注(61); 総務省 前掲注(61)

(70) 日本年金機構「厚生年金保険料等の納付猶予の特例について」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000626844.pdf>>; 厚生労働省「労働保険料等の納付猶予の特例について」 <<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000642837.pdf>>

(71) 例えば、野口悠紀雄・早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター顧問は、米国や英国が大規模な納税猶予を速やかに実施したことを紹介しつつ、迅速かつ規模の大きい資金繰り支援として、国税、地方税、社会保険料の大規模な猶予を政府の決定前から提案していた（野口悠紀雄「コロナ倒産の連鎖防止「納税猶予」が有力な理由—今の経済活動にいちばん必要なのはマネーだ—」『東洋経済 ONLINE』2020.3.29. <<https://toyokeizai.net/articles/-/340069>>）。

(72) 経済産業省 前掲注(67), pp.73-74.

(73) 同上, pp.28, 30.

(74) 「休業・事業継続支援金（都道府県別）」J-Net21（中小企業基盤整備機構運営）ウェブサイト <<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/kyugyo/index.html>> 国は全ての地方自治体を対象とし、総額3兆円（令和2年度第1次補正予算1兆円、第2次補正予算2兆円）の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（その用途には雇用の維持と事業の継続を目的とする事業を含む。）を創設した（「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>>）。同交付金は更に1.5兆円追加予定。

(75) 経済産業省「Go To イベント事業について」2020.9. <<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-event/pdf/info.pdf>>

(76) 経済産業省「Go To 商店街事業の概要」2020.10. <<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-shoutengai/download/gaiyou.pdf>>

(77) 令和2年度第1次補正予算額（経済産業省「経済産業省関係令和2年度補正予算（概要）」前掲注(63, p.5.）及び2020年12月11日閣議決定予備費（「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」前掲注(56)）

(ii) 社会変革のための施策

政府は、中長期の経済対策として、将来の感染症リスクに対しても強靱な経済や社会の構造を築く観点から、生産拠点の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築の支援、テレワークや遠隔教育、遠隔診療・服薬指導など ICT 等を活用したリモート化やデジタル化の取組の加速などの方針を示している⁽⁷⁸⁾。企業向けとしては、令和2年度第1次補正予算（経済産業省関係）において、サプライチェーン改革（2486億円）やリモート化等によるデジタルトランスフォーメーションの加速（1009億円）などの予算が措置されている⁽⁷⁹⁾。

3 経済対策の意義と課題

(1) 緊急支援策の必要性

急激かつ甚大な景気の落ち込みに対して、消費や投資を促進する通常の景気対策では感染防止との両立はできない。一方で、何らかの支援がなければ、倒産や失業が連鎖的に広がることになる。したがって、影響が大きい家計や企業を対象として、各種融資、納税等の猶予、各種給付金、雇用調整助成金などによる緊急支援策を実施することは、国民生活を守るという当面の観点からも、日本経済の基盤を維持するという中長期観点からも、極めて重要と言えよう⁽⁸⁰⁾。

実際に戦後最大の景気の落ち込みの中にあつて、100兆円を超える規模の資金繰り支援策が講じられ、過去に例のない事業者向けの給付金⁽⁸¹⁾が措置されたことなどもあり、現状においては、企業倒産は抑制されている（Ⅲ-2(2)）。また、失業者や非労働力人口が増加する厳しい雇用情勢の中にあつて、2020年4月には597万人となった休業者が9月には197万人まで減少⁽⁸²⁾したように、危機的な状況において休業による雇用維持は一定程度機能した（Ⅱ-2(2)）。

(2) 緊急支援策の課題

(i) 迅速性と適切な執行

緊急支援策はその目的に鑑みて迅速な執行が望まれる。政府は、2020年10月末までの実績を踏まえて、「生活の下支え、事業の継続、雇用の維持を目的とした施策については、全体として、概ね、迅速・着実に執行され、一定の成果をあげている。」としている⁽⁸³⁾。

(78) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月7日閣議決定、4月20日変更) pp.5, 30-37. <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf>

(79) 経済産業省「経済産業省関係令和2年度補正予算（概要）」前掲注(63), pp.1, 6, 8. 令和2年度第2次補正予算では「中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援」（1000億円）などが措置されている（経済産業省「令和2年度第2次補正予算の事業概要（PR資料）」2020.6, p.8. <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei2_yosan_pr.pdf>）。

(80) 国民全体の便益となる（外部性を持つ）社会経済活動の制限による感染防止の実効性を高めること、リスク評価が困難な状況（不確実性の高い状況）で進む信用収縮を防止することなどから、緊急支援策は市場機能の不足を補う（「市場の失敗」に対処する）役割を持つ。政策介入の必要性については、中田啓之「パンデミック：時間軸と不確実性」2020.4.17. 経済産業研究所ウェブサイト <https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0576.html> 等を参照。

(81) 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第26回）」2020.4.6. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/06corona.html> 持続化給付金については、従業員20人以下の小規模企業の経営者を対象とした調査を踏まえて、事業継続の見込みを大幅に改善したとの分析がある（川口康平「経済学者が読み解く現代社会のリアル（第79回）「休業要請」「補助金」は企業に何をもたらしたか」『週刊東洋経済』6940号, 2020.8.29, pp.86-87.）。なお、米国、英国などの主要国においても、中小企業等を対象とする給付措置が導入されている（岡田悟「主要国における中小企業向け給付金—コロナショックへの対応—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1117号, 2020.10.20. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11555723_po_1117.pdf?contentNo=1> 参照）。

(82) 総務省統計局「就業者及び休業者の内訳」2020.10.30. <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/202009_sankou.pdf>

(83) 内閣府「経済対策のフォローアップについて（金融政策、物価等に関する集中審議資料）」(令和2年第16回経済財政諮問会議 資料 2-1) 2020.11.9, p.2. <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/1109/shiryo_02-1.pdf>

ただし、特別定額給付金、持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金などについては、給付開始当初には執行の遅れが指摘されていた⁽⁸⁴⁾。システム対応の整備などは今後の課題である。なお、迅速性が求められる一方、給付業務等の委託先の選定や費用についての透明性、不正受給を防止する公正性なども重要である⁽⁸⁵⁾。国民の信頼を得る取組が求められる。

(ii) 制度設計

特別定額給付金については、当初は所得制限等を設ける設計であったが、不公平感を指摘する意見もあり、制度の分かりやすさや迅速性を重視して全住民が対象となった⁽⁸⁶⁾。幅広い給付の是非についての議論と、急激に経済情勢が悪化する中、支援が必要な世帯や事業者に適切な給付を行う方法を検討することは今後の課題である。なお、所得が急減した可能性があるため、前年所得による給付対象の絞り込みは、必ずしも適切ではない点には注意が必要である。リアルタイムでの所得把握は不可能であるため、適切な制度設計は極めて困難となる。代替策としては、失業保険のように一定の条件を付した既存制度の拡充、緊急小口資金のように経済状況に応じて返済を減免する融資の活用、事業者向け持続化給付金のように課税による事後的な調整などが考えられる。

実施状況を踏まえて持続化給付金の支給対象を拡大したように⁽⁸⁷⁾、各種給付金（IV-1(1)、IV-2(1)）の状況を丁寧に確認しつつ必要な修正や追加を随時行うことも選択肢となろう。

(iii) 継続の判断

当初、緊急支援策は感染拡大の収束の目途がつくまでの比較的短期間の措置とする想定であった⁽⁸⁸⁾。しかし、夏の第2波、秋の第3波と感染の拡大が再発したことで、緊急支援策の期間延長等の検討が必要となった。

2020年12月、政府は新たな総合経済対策をまとめ、①雇用調整助成金の特例措置、②住宅確保給付金、③生活福祉資金の特例貸付、④資金繰り支援策の適用対象期間の延長や、⑤ひとり親世帯への臨時特別給付金の再給付、⑥都道府県が措置する営業時間短縮への協力金の財源となる地方創生臨時交付金の拡充等を実施する方針を決定している⁽⁸⁹⁾。今後も感染状況や経済状況を踏まえて、適時の判断が求められよう。

(3) 経済回復策の課題

当初の政府方針は、新型コロナウイルス感染症を短期間で収束させた上で、「V字回復フェーズ」として、需要の喚起と社会変革を推進する施策に移行する想定であったが、第2波や第3

⁽⁸⁴⁾ 「検証 再生への道 (2) まだ来ぬ給付金 行政デジタル化遅れ」『読売新聞』2020.6.3;「10万円給付 都市部で遅れ、11市区は1割未満」『日本経済新聞』2020.6.27;「家賃給付 目詰まり 申請29万件、実績は2万件」『日本経済新聞』2020.8.20;「雇用助成 ネット申請再開 厚労省 トラブル連続3か月遅れ」『読売新聞』2020.8.26等を参照。

⁽⁸⁵⁾ 例えば、持続化給付金については、業務委託の在り方（再委託の妥当性等）が問題となり（「持続化給付金769億円で業務委託、「透明性欠く」指摘の声」『日本経済新聞』2020.5.31.）、また、制度を悪用した多数の不正受給が判明した（「社説 給付金の不正受給を許すな」『日本経済新聞』2020.10.21.）。

⁽⁸⁶⁾ 田村なつみ「諸外国における家計向け現金給付—コロナショックへの対応—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1121号, 2020.10.29, pp.1-4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11562801_po_1121.pdf?contentNo=1>

⁽⁸⁷⁾ 経済産業省「持続化給付金に関するお知らせ 支援対象が拡大しています」<<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin-kakudai.pdf?0901>>

⁽⁸⁸⁾ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」前掲注(78), p.4.

⁽⁸⁹⁾ 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）pp.10-11, 24-25, 37-38, 41-42. <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020-2/20201208_taisaku.pdf> これに先立ち、小学校休業等対応助成金の適用対象期間の延長も決定されている（「田村大臣会見概要」前掲注(57)）。

波が生じ、新型コロナウイルス感染症対策は長期化している。需要喚起策については、感染の収束という前提が変化したことを踏まえ、感染状況に対応した執行、場合によっては見直しが必要となっている。社会変革の推進については、その成果が目される。さらに、想定以上に続く緊急支援策についても、中長期的な社会変革の視点から必要な見直しが課題となろう。

(i) Go To キャンペーン事業

Go To キャンペーン事業については、当初から感染拡大リスクが伴う需要喚起策は慎重に進めるべきとの指摘があった⁽⁹⁰⁾。一方、観光業等は、産業存続の危機にあり、関連産業が広くその影響も多様なため適切な直接支援は困難であるとして、需要喚起策が適当との指摘もあった⁽⁹¹⁾。

そもそも、感染の収束という前提が満たされていないことに起因する問題であり、感染の収束に相当の時間を要する状況に応じ、関連産業をどのように支えるのかを再考することも選択肢である。政府は Go To キャンペーン事業を延長する方針を決定しており⁽⁹²⁾、少なくとも感染状況の総合的な判断（I-2(3)）を踏まえた運営方法や、接触確認アプリの利用などの適切な執行の工夫が今後の課題となろう⁽⁹³⁾。これまでも第2波に当たり、Go To トラベル事業では東京都の開始時期が遅らされ、第3波においては、感染拡大が見られる地域について、Go To トラベル事業停止（年末年始は全国停止）などが行われた（I-2(3)）。しかし、その方法や時期については、様々な意見があり、より説得力のある形とすることが求められている。

(ii) 社会変革のための施策

既にサプライチェーンの軸であった中国は、早期の感染防止に成功し、経済回復が際立っている。そもそも中国での集積効果もあり、企業にとってサプライチェーンの見直しのコストは大きい⁽⁹⁴⁾。基本的には民間企業の経営判断であるため、国内回帰を含めてサプライチェーンの多元化に政策がどのように関与するのか、今後の動向を注視しつつ継続的に検討する必要がある。なお、2020年12月の総合経済対策にも、サプライチェーンの強靱化が盛り込まれている⁽⁹⁵⁾。

緊急支援策が必ずしも迅速に執行できなかったことから、デジタル社会の実現は、感染症対策を含めて効率的な行政を実現するため、そして、生産性の向上を通じて潜在経済成長率を高める上でも重要であることは論を待たない。まずはデジタル庁の新設を軸とした行政分野のデジタル化において着実な成果を上げることが求められよう。なお、2020年12月の総合経済対策には、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指して、デジタル・ガバメントの確立などのデジタル改革が盛り込まれている⁽⁹⁶⁾。

⁽⁹⁰⁾ 神田慶司「「Go To キャンペーン」に見る需要喚起策の迷走」2020.7.28. 大和総研ウェブサイト <https://www.dir.co.jp/report/column/20200728_010500.html> そもそも、科学的知見に基づく議論が不足しているとし、感染防止のために対人サービス業への課税などで需要を抑制して、その税収を事業者に配分する直接支援の方法を例示する指摘もある（高野久紀「学者が斬る・視点争点 科学的根拠なき政策形成」『エコノミスト』4671号, 2020.10.20, pp.38-39.）。

⁽⁹¹⁾ 鈴木卓実「非難ごうごうの「Go To キャンペーン」なぜ政府は中止できないのか」『エコノミスト Online』2020.7.18. <<https://weekly-economist.mainichi.jp/articles/20200717/se1/00m/020/001000d>>; 島澤論「「観光産業」を守るには Go To トラベルキャンペーンがベターな理由」2020.7.21. Yahoo! Japan ニュースウェブサイト <<https://news.yahoo.co.jp/byline/shimasawamanabu/20200721-00189185/>>

⁽⁹²⁾ 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」前掲注89, pp.32-33.

⁽⁹³⁾ 神田慶司「感染拡大で露わになった「Go To」運用の不備 制度の見直しが必要」『週刊ダイヤモンド』4855号, 2020.12.12, p.24.

⁽⁹⁴⁾ 三浦有史「コロナ後のサプライチェーンのあり方一脱「中国依存」は正解か」『RIM 環太平洋ビジネス情報』20巻 79号, 2020.11.10, pp.1-49. 日本総合研究所ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/12200.pdf>>

⁽⁹⁵⁾ 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」前掲注89, pp.28-29.

⁽⁹⁶⁾ 同上, pp.13-20.

(iii) 緊急支援策と社会変革

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、インターネット販売の増加、リモートワークの拡大など社会は大きく変化している。緊急支援策についても、このような社会の変化を見据えた工夫が必要となる。例えば、雇用調整助成金について、特例の期間延長に加えて、出向への助成を手厚くすることが検討され⁽⁹⁷⁾、出向元・出向先事業主への一体的な助成制度（産業雇用安定助成金（仮称））の創設が予定されている⁽⁹⁸⁾。出向は雇用の維持だけでなく、労働者が他の業種や企業を経験する機会となり、また、受入れ企業に新たな知見が波及する点で、前向きな効果を期待する見方もある⁽⁹⁹⁾。

さらに、新しい産業構造に応じた企業の新陳代謝を阻害しない観点から、「現存企業の保護により雇用維持を図る政策を改め、企業の再編と労働者の移動は促進しつつ、移動が難しい労働者の保護と支援を充実させる必要がある」との指摘もある⁽¹⁰⁰⁾。労働者の新しい社会への適応を支援する観点では、リーマン・ショック（世界金融危機）後の施策を参考として、人材育成や就業支援の充実を図るべきとの提言がある⁽¹⁰¹⁾。資金繰り支援策についても、退出すべき企業を延命する制度とならないように適用期限を決めるべきとの指摘⁽¹⁰²⁾や、過剰債務問題に対処するための債務減免や、中長期の成長戦略のための資本金の供給が必要としつつ、制度に過度に依存することを防止するために総量制限を設けるべきとの指摘⁽¹⁰³⁾がある。緊急支援策を軸とした現在の対応について、中長期の観点を踏まえた内容に移行する時期を慎重に見極め、その方法を検討することが課題となろう。

おわりに

2020年は新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した年として、そして世界経済が急変した年として歴史に刻まれよう。当初は社会経済活動を厳しく規制することで、医療崩壊を回避すると同時に、感染症を短期間で収束させることが企図されたが、我が国を含め多くの国で成功していない。今後、ワクチン開発などによってこの感染症を人類が早期に克服することが期待されるものの⁽¹⁰⁴⁾、例えば、ワクチンの効果と持続性、そして安全性を確認した上、幅広く接種するには相応の時間が必要である。また、人々は新たな感染症が広がるリスクも意識する。すなわち、2019年以前と全く同じ世界に戻ることは難しく、社会は新しい常態（ニュー・

(97) 「出向も雇調金手厚く 柔軟な労働移動促す 厚労省方針 助成率・上限額上げ」『日本経済新聞』2020.11.7.

(98) 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」前掲注(89), pp.37-38.

(99) 山崎元「ANAの「出向要請」は社員にも受け入れ企業にも意外に悪くない理由」『DIAMOND online』2020.11.4. <<https://diamond.jp/articles/-/253047>>

(100) 「経済教室 アフターコロナを探る（下）未来先取りの改革 今度こそ 星岳雄・東京大学教授」『日本経済新聞』2020.8.6; 田中秀明「コロナ対策、雇用調整助成金特例延長に潜む弊害」『政策ブログ』2020.9.2. 日本経済研究センターウェブサイト <<https://www.jcer.or.jp/blog/tanakahideaki20200902.html>>

(101) 永濱利廣「女性雇用に厳しいコロナショック（続報）—人手不足の医療福祉分野で女性雇用流出が深刻な問題—」『Economic Trends』2020.11.9. 第一生命経済研究所ウェブサイト <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2020naga20201109koyou.pdf>>

(102) 「経済教室 中小企業の資金繰り支援 新陳代謝 阻害せぬ枠組みを 鶴田大輔・日本大学教授」『日本経済新聞』2020.5.12.

(103) 「経済教室 中小企業の資金繰り対策（上）債務減免や資本支援 検討を 安田行宏・一橋大学教授」『日本経済新聞』2020.10.26.

(104) 英国、米国では12月にワクチン接種が開始された。我が国は複数の製薬会社と供給契約を結び、ワクチン接種の実施体制を整備（接種費用を国負担とすることを含む。）する「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」（令和2年法律第75号）を制定している。ただし、製造販売の承認審査はこれからであり、接種開始時期は未定である。

ノーマル)に移行することが想定できる。

パンデミックによる世界的な経済停滞の中、連鎖的な失業や倒産を防止する緊急支援策は、国民生活を守るという当面の観点からも、日本経済の基盤を維持するという中長期の観点からも、極めて重要であった。その後、第2波、第3波と非常事態が長期化する中、必要な緊急支援策を継続した上で、当初は感染が収束した後を想定していた需要喚起策の執行方法を見直しつつ、感染防止と経済回復の両立を図るという難題に我が国は直面している。また、ニュー・ノーマルへの転換の影響は、産業や個人によってプラスもあれば、マイナスもあり、格差が拡大する要因となる可能性や、出生数の減少の加速、教育活動への支障、新卒採用の難化、医療介護機関の経営難など我が国の社会経済への中長期的な影響にも留意する必要がある。

したがって、国民経済を守るためにも、中長期の社会変革を格差への対応を含めてサポートするためにも、相応の財政支出は不可欠である。一方、財政の持続性の観点では、政策効果や効率を考慮し、どのような対策をどこまで実施するのかの議論が必要となろう。前述した総合経済対策に基づいて、令和3年の常会には、令和2年度第3次補正予算案と令和3年度予算案が提出される⁽¹⁰⁵⁾。国会審議を通じて、新型コロナ感染症対策の議論が深まることが期待されている。

(こいけ たくじ)

(105) 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」前掲注(89), pp.3, 5. 令和2年度第3次補正予算は、2020年12月15日に閣議決定されている(「令和2年度補正予算(第3号)」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/hosei1215.html>)。